

島田市環境保全活動登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、第2次島田市環境基本計画の推進に資すると期待される環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録することによって支援し、市民団体・事業者による環境保全活動の活性化を図ることを目的とする。

(登録要件)

第2条 登録の対象となる環境保全活動は、第2次島田市環境基本計画に規定する市の施策、市民の取組、事業者の取組に関連する環境保全活動であり、かつ次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民団体または事業者が市内で行う活動であること。
- (2) 営利を目的とする活動ではないこと。
- (3) 宗教活動・政治活動・選挙活動を目的とした活動ではないこと。
- (4) 暴力団もしくはその構成員の統制化にある団体が行う活動ではないこと。

(登録申請)

第3条 登録を希望する市民団体・事業者(以下「申請者」という。)は、しまだエコ活動登録申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、しまだエコ活動として登録をするものとする。
- 3 市長は、前項の登録をしたときは、申請者に対し、しまだエコ活動登録決定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

(登録内容の変更)

第4条 登録を受けた市民団体・事業者(以下「登録者」という。)は、当該登録内容に変更が生じたときは、速やかにしまだエコ活動登録変更届(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第5条 登録者は、しまだエコ活動の登録を抹消しようとするときは、しまだエコ活動抹消申出書(様式第4号)により市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、登録された環境保全活動が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。
 - (1) 登録者が前項の規定により登録の抹消を申し出た場合
 - (2) 登録申請の内容に虚偽の事実があった場合
 - (3) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなった場合
 - (4) その他市長が登録に適当でないとした場合

(報告書の提出)

第 6 条 登録者は、しまだエコ活動レポート (様式第 5 号) により、活動実績を市長に報告しなければならない。

(支援内容)

第 7 条 市は、しまだエコ活動に対して、下記の支援を行うものとする。

- (1) 環境保全活動の内容を広く市民に紹介すること
- (2) 環境保全活動に必要な情報の提供
- (3) 環境保全活動に取り組む団体のネットワークづくり
- (4) その他市長が必要と認めること

(その他)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

しまだエコ活動登録申請書

年 月 日

島田市長

団体名

代表者

下記のとおりしまだエコ活動の登録を申請します。

団体名			
代表者名			
住所	〒		
電話番号		ファックス	
Eメール			
ホームページ	http://		
活動名			
活動内容	参加者募集の有無 あり なし		
団体名・活動名・活動内容以外の公開の可否	代表者名 住所 電話番号 ファックス Eメール ホームページ 公開不可 チェックがあるものについて公開します。		

様式第 2 号 (第 3 条関係)

しまだエコ活動登録決定通知書

第 年 月 日 号

様

島田市長

印

平成 年 月 日付けで申請のあったしまだエコ活動の登録について、次のとおり決定したので通知します。

活 動 名	
活 動 内 容	

様式第3号(第4条関係)

しまだエコ活動登録変更届

年 月 日

島田市長

団体名

代表者

次のとおりしまだエコ活動の登録内容に変更がありましたので届け出ます。

項	目	変	更	前	変	更	後

様式第4号（第5条関係）

しまだエコ活動抹消申出書

年 月 日

島田市長

団体名

代表者

次のとおりしまだエコ活動の登録を抹消したいので申し出ます。

抹 消 年 月 日	年 月 日
理 由	

様式第5号(第6条関係)

しまだエコ活動レポート

年 月 日

島田市長

団体名

代表者

次のとおり報告します。

活 動 名	
活 動 実 績	

活動の実績を示す写真等を添付してください。

紙面が足りない場合は、別紙により報告してください。